

資料 4

健康・福祉・教育分科会資料

資料 4-1 被災者支援事業概要【健康】

資料 4-2 被災者支援事業概要【福祉】

資料 4-3 被災者支援事業概要【教育】

資料 4-1

【健康部】

被災者支援事業概要

第3回石巻市震災復興推進会議資料

【健康・福祉・教育分科会】

(健康推進課)

①事業名

○心のケア事業

②目的及び事業概要等

【心のサポート拠点事業】

目的：震災後多く発症が心配されるうつ病、孤独死、自殺などを予防するため精神保健の包括的な地域サポートを行うことを目的とする。

対象者：被災者を含む一般市民

- 事業概要：
- (1) 心の健康相談の実施
 - (2) 心のケア講演会・研修会の開催
 - (3) コミュニティづくり等各種イベントの実施
 - (4) 各種専門機関の紹介
 - (5) 専門知識を必要とする困難ケースの検討会の開催
 - (6) 必要に応じて関係機関を集めた検討会の開催
 - (7) 生活支援

③取り組み状況

【平成24年度状況】

- 平成24年度事業取組状況(4~6月分：件数、人數はいずれも延べ数)、
- ・訪問459件、来所相談159件、電話相談337件、ケース会議53件
 - ・講演会 4回
 - ・からころ相談会(カフェ) 14回 121人
 - ・ハローワーク相談時のこころの相談12回 5人
 - ・乳幼児健診でのこころの相談4回 15人

【平成25年度見込み】

平成24年度事業と同様の事業を予定している。

④ 課題等

アルコールやうつ病などの問題を抱える人が増加している反面、潜在化しており早期の相談・支援が難しい状況にある。また、自殺対策も含めた総合的心のケア対策は、長期間必要であるため専門職等の人材育成が必要である。

①事業名 ○被災者支援のための事業	
②目的及び事業概要等	
1. 生活不活発病予防事業	
目的： 仮設住宅等入居者の生活不活発病の早期発見と予防活動を実施することにより、仮設住宅等入居者の日常生活動作低下防止等を目的とする。	
対象者： 仮設住宅入居者及び在宅被災者等	
事業概要： (1) 仮設住宅運動教室 「元気はなまる運動教室」 (2) 在宅被災者向け運動教室 (3) 石巻仮設住宅ゆいっこプロジェクト (4) 運動普及ボランティア育成事業	
2. 栄養・食生活支援事業 (仮設住宅栄養相談会)	
目的： 仮設住宅入居者は、震災以前とは異なる生活を余儀なくされており、欠食やバランスの悪い食生活が続くことで、高血圧や体重増加等の生活習慣病のリスクが高まっている。よつて生活習慣病に関する正しい知識や望ましい食生活を伝えるとともに、栄養や食事に関する相談を通して食生活改善を図ることを目的とする。	
対象者： 仮設住宅入居者等	
事業概要： 栄養士、保健師、歯科衛生士と連携して実施するほか、社協コーディネーター、支援員及び看護協会や食生活改善推進員と協力しながら、食生活改善に関する講話や調理実習(糖尿病編・高血圧編)、個別栄養相談を実施する。	
3. 仮設住宅集会所等における歯科医相談事業	
目的： 歯科医師や歯科衛生士による相談や口腔ケア指導を実施することにより、口腔清掃の啓発を図るとともに口腔機能の低下を予防し、もつて被災者の生活支援を図ることを目的とする。	
対象者： 仮設住宅等に入居する被災者	
事業概要： 宮城県歯科医師会と市歯科衛生士が、仮設集会所等において、個別歯科相談や口腔ケア集団指導等を実施する。	
③取り組み状況	
【平成24年度状況】	
1. 生活不活発病予防事業	
仮設住宅集会所等で実施	
2. 栄養・食生活支援事業 (仮設住宅栄養相談会)	
20回実施 179人参加 (8月まで)	
3. 仮設住宅集会所等における歯科医相談事業	
20か所で実施 参加人数139人 (8/31現在) (本年度は40か所程度を予定)	
【平成25年度見込み】	
1. 生活不活発病予防事業	
2. 栄養・食生活支援事業 (仮設住宅栄養相談会)	
3. 仮設住宅集会所等における歯科医相談事業	
いずれも平成24年度事業と同様の事業を予定している。	
④ 課題等	
1. 生活不活発病は高齢者に多く、特に閉じこもりの高齢者にその傾向があり、うつや意欲が低下するなどのメンタル面に問題ある方への関わりの検討が必要である。	
2. 栄養・食生活支援事業 (仮設栄養相談会) は、若い世代や男性の参加が少ないので、開催場所や曜日、時間の設定の見直しが必要である。	
3. 仮設住宅集会所等における歯科医相談事業は、参加しやすい日程、内容の検討が必要である。	

第3回石巻市震災復興推進会議資料

【健康・福祉・教育分科会】

(保険年金課)

①事業名 ○被災者支援のための事業	②目的及び事業概要等
	1 国民健康保険税の減免及び一部負担金の免除措置 (1) 國民健康保険税の減免 東日本大震災により被災された国民健康保険被保険者の経済的負担の軽減を図るため、平成22・23年度分及び平成24年度9月分までの被災者に係る国民健康保険税について、減免を行っている。 (2) 一部負担金の免除 東日本大震災により被災された国民健康保険被保険者の医療機関の適切な受診を促すとともに、経済的負担の軽減を図るため、平成23年3月11日から平成25年3月31日まで被災者に係る国民健康保険一部負担金について、免除を行っている。
	2 後期高齢者医療保険料の減免及び一部負担金の免除措置 宮城県後期高齢者医療広域連合では、東日本大震災により被災された県内市町村の後期高齢者医療保険被保険者に係る後期高齢者医療保険料及び一部負担金について、国民健康保険と同様の減免及び免除を行っている。
	3 特定健康診査・後期高齢者健康診査の被災者支援 (1) 避難先における特定健康診査・後期高齢者健康診査の実施 国民健康保険被保険者又は後期高齢者医療保険被保険者のうち、東日本大震災により住民票を異動せず他地域に避難されている方の健康診査の受診機会を確保するため、避難先の契約医療機関において特定健康診査・特定保健指導又は後期高齢者健康診査を行っている。 (2) 特定健康診査自己負担金の免除 国民健康保険の一部負担金免除等証明書を有する被災者に対し、平成23年度において、特定健診自己負担金の免除を行った。(70歳以上の方並びに市民税非課税の方については震災前から免除を行っている。)
③取り組み状況	
【平成24年度の状況】	
1 国民健康保険税の減免及び一部負担金の免除措置	
(1) 保険税の減免	
○減免の状況(平成24年度・平成24年8月現在)	
減免件数：14,852件 減免金額：734,552,554円	
(2) 一部負担金の免除	
○一部負担金免除証明書の交付状況(平成24年8月現在)	
34,592件(再交付の件数を含む。)	
2 後期高齢者医療保険料の減免及び一部負担金の免除措置	
(1) 保険料の減免	
○減免の状況(平成24年度・平成24年8月現在)	
減免件数：10,318件 減免金額：151,676,700円	
(2) 一部負担金の免除	
○一部負担金免除証明書の交付状況(平成24年8月現在)	
11,620件(再交付の件数を含む。)	
3 特定健康診査・後期高齢者健康診査の被災者支援	
避難先における特定健康診査・後期高齢者健康診査の実施	
○受診券発行件数	
(平成24年度・平成24年8月現在)	

- ・特定健康診査・特定保健指導（国民健康保険被保険者）30件
- ・後期高齢者健康診査（後期高齢者医療保険被保険者）27件

【平成25年度見込み】

1 国民健康保険税の減免及び一部負担金の免除措置

- (1) 国民健康保険税の減免

平成24年9月で終了

- (2) 一部負担金の免除

平成25年3月で終了【予定】

2 後期高齢者医療保険料の減免及び一部負担金の免除措置

国民健康保険と同様

3 特定健康診査・後期高齢者健康診査の被災者支援

避難先における特定健康診査・後期高齢者健康診査の実施

未定

④ 課題等

- ・被災された国民健康保険並びに後期高齢者医療保険被保険者に対する保険税（料）の減免並びに一部負担金の免除については、平成24年9月分まで国の全額財政支援により実施されてきたが、10月以降は8割の財政支援となる。宮城県が国民健康保険の一部負担金の免除に廻し残りの2割を支援するが、後期高齢者分け実績に応じて各市町村が負担することとなる。県や市長会等から、被災自治体の厳しい財政状況を考慮し国の全額支援による延長を要望している。
- ・長期の避難生活等、健康に与える影響が懸念されることから、特定健診の受診率向上や保健指導の充実を図り、重症化を予防することが喫緊の課題となっている。

第3回石巻市震災復興推進会議資料

【健康・福祉・教育分科会】

(介護保険課)

①事業名

○被災者支援のための事業

②目的及び事業概要等

1. 仮設住宅介護等サポート事業（地域支え合い体制づくり助成事業）

目的：仮設住宅等における高齢者および家族介護者等が安心した日常生活を送れるよう地域包括支援センターが定期的に訪問し、多様なニーズや相談を総合的に受け止め、高齢者が尊厳ある生活が送れるよう包括的に支援することとする。

対象者：仮設住宅等入居者

事業概要：仮設住宅等における高齢者および家族介護者等が安心した日常生活を送ることを目的に、地域包括支援センターが定期的に訪問し、多様なニーズや相談を総合的に受け止め、高齢者が尊厳ある生活が送れるよう包括的に支援する。

- ・地域包括支援センターへ委託し、仮設住宅等に定期的に訪問してもらう。
- ・月1回訪問件数についての報告書を提出する。

2. 介護保険利用者負担額の免除措置

目的：東日本大震災により被災した介護保険被保険者の適切なサービス利用を促すとともに、当該被災者の経済的負担の軽減を図る。

免除期間：平成23年3月11日から平成25年3月31日まで

制度の概要：東日本大震災により被災した介護保険被保険者が介護サービスを利用した場合、利用者負担額（1割負担分）を免除する。

3. 介護保険料の減免措置

目的：東日本大震災により被災した介護保険第1号被保険者の介護保険料を減免することにより、被災者の経済的負担の軽減を図る。

減免の適用期間：平成23年3月11日から平成24年9月30日まで
減免の範囲及び減免割合：東日本大震災により被災した介護保険被保険者の保険料を被災の程度等に応じて減免する。

③取り組み状況

【平成24年度の状況】 1. 仮設住宅介護等サポート事業（地域支え合い体制づくり助成事業）

平成24年度事業取組状況

実績（4月～7月）

<地域包括支援センター>	
中央包括～129件	稻井包括～24件
蛇田包括～5件	渡波包括～74件
雄勝包括～116件	河北包括～26件
合計516件	山下包括～35件
	ものう包括～3件
	牡鹿包括～18件

2. 介護保険利用者負担額の免除措置

平成24年度 免除額（見込） 564,800,000円（対象者 3,500人）

※参考（平成23年度 免除額（実績） 440,983,563円（対象者 3,569人））

3. 介護保険料の減免措置

平成24年度の見込 対象者：19,637人 金額：292,456,000円

※参考（平成23年度の実績 対象者：20,916人 金額：605,183,000円）

【平成 25 年度見込み】

1. 仮設住宅介護等サポート事業（地域支え合い体制づくり助成事業）
継続予定

2 介護保険利用者負担額の免除措置

平成 25 年度以降の対応については未定

3 介護保険料の減免措置

平成 24 年 10 月以降については、減免を行わない。

④ 課題等

○仮設住宅介護等サポート事業（地域支え合い体制づくり助成事業）

- ・地域包括支援センターの業務が多岐にわたっているため、仮設住宅等の訪問に力を入れる余裕がない地域包括支援センターがある。
- ・仮設住宅等の支援をしている団体等と、どのように連携していくか検討する必要がある。

資料 4-2

【福祉部】

被災者支援事業概要

第3回石巻市震災復興推進会議資料

【健康・福祉・教育分科会】

(福祉総務課)

①事業名	○被災者支援のための事業
②目的及び事業概要等	○巡回型被災高齢者等訪問事業
○巡回型被災高齢者等訪問事業	目的 東日本大震災の影響により、離職を余儀なくされ仕事に就けない状況にあることから、雇用創出のため、在宅の被災高齢者等を訪問し、緊急的かつ必要な在宅被災者への生活支援を行う事業を実施する。
事業概要	在宅の被災高齢者等のうち、肉体的、精神的な状況から、定期的な訪問が必要な者に対し、孤立・孤独防止のための見守りを実施する。訪問の頻度は、対象者の状況により異なります。 巡回訪問では、各種の相談、行政の各種サービス等の情報提供を行っており、市役所各課、地域包括支援センター等との連携を図っております。また、必要に応じ弁護士、臨床心理士、看護師等専門職の訪問を実施いたします。
対象者	高齢者を中心とした在宅被災者
③取り組み状況	【平成24年度の状況】 今年度は、約1,200世帯の高齢者世帯等を巡回訪問し、見守りや情報提供を行っております。 また、民生委員・児童委員に対する活動支援も併せて実施することとしています。
④課題等	平成23年度から県の震災等緊急雇用対応事業費補助金を財源に事業実施しているが、来年度以降補助事業が継続されるかについては明確になっていない。被災者支援は今後も必要と考えているが、市の独自財源での事業実施は難しいと思われる。

第3回石巻市震災復興推進会議資料

【健康・福祉・教育分科会】

(障害福祉課)

①事業名	○被災者支援のための事業												
②目的及び事業概要等	<p>○障害福祉サービス等利用負担額の免除措置</p> <p>目的 東日本大震災により被災した障害福祉サービス等利用者が当該サービスを利用して、当該被災者の経済的な負担の軽減を図る。</p> <p>免除期間 平成23年3月11日から平成24年9月30日まで</p> <p>制度の概要 下記の免除要件に該当する東日本大震災により被災した障害福祉サービス等利用者が当該サービスを利用した場合、利用者負担額(1割相当額)を免除する。</p> <p>(免除要件)</p> <ul style="list-style-type: none">① 住家が全半壊(全半焼)又はこれに準ずる被災をした場合② 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合③ 主たる生計維持者の行方が不明の場合④ 大震災により主たる生計維持者が事業を廃止又は休止した場合⑤ 大震災により主たる生計維持者が失業し、現在収入がない場合⑥ 福島原発の避難指示地域又は屋内退避指示地域に指定された場合⑦ 福島原発の計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定された場合⑧ 特定避難勧奨地点に居住し、かつ、避難を行っている場合												
③取り組み状況	<p>【平成24年度の状況】</p> <table><tbody><tr><td>平成24年度</td><td>免除額(見込)</td><td>3,500,028円</td><td>(対象者216人)</td></tr><tr><td>※参考</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>免除額(実績)</td><td>3,350,921円</td><td>(対象者201人)</td></tr></tbody></table>	平成24年度	免除額(見込)	3,500,028円	(対象者216人)	※参考				平成23年度	免除額(実績)	3,350,921円	(対象者201人)
平成24年度	免除額(見込)	3,500,028円	(対象者216人)										
※参考													
平成23年度	免除額(実績)	3,350,921円	(対象者201人)										
④課題等	<p>介護保険被保険者に係る利用者負担額の免除については、国の財政支援により平成25年3月31日まで延長するとしているが、障害福祉サービス等利用負担額の免除については10月以降、国の財政支援はないが、市の施策として同様に延長していく必要がある。</p>												

第3回石巻市震災復興推進会議資料

【健康・福祉・教育分科会】

(子育て支援課)

①事業名 ○被災者支援のための事業	②目的及び事業概要等
	1 目的 東日本大震災により被災した保育所入所児童世帯への生活支援のため、保育所保育料の減免措 置を行い、当該被災世帯の経済的な負担の軽減を図る。
	減免期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで
	制度の概要(減免基準) (1) 被災状況による全額免除 東日本大震災に伴い、次のいずれかに該当する時は、保育料の全額を免除する。 ①児童又は扶養義務者等の居住する住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の被害を受けたとき ②児童又は扶養義務者等が障害者となり、又は重篤な傷病を負ったとき ③扶養義務者等が死亡したとき ④扶養義務者等が行方不明なとき ⑤児童又は扶養義務者等が原子力災害による避難のための立退き、屋内避難指示、計画的避 難区域及び緊急時避難準備区域に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていると き (2) 所得額の減額に伴う減免 ①認可保育所に入所している児童に係る保育料算定の対象となる全ての者の平成24年所得 見込額が、東日本大震災により平成23年所得を下回る見込みのときは、新たに平成24年 所得見込額を基に保育料を算定し、その差額分を当該保育料より減免する。 ②その他の保育所(認定保育所)に入所している児童に係る保育料算定の対象となる全ての 者の平成24年所得見込額が、東日本大震災により平成23年所得を下回る見込みのときは、 同条例施行規則別表第4のB階層を適用した保育料を算定し、その差額分を当該保育料よ り減免する。
2 放課後児童クラブ利用者負担金の免除措置 目的 東日本大震災により被災した放課後児童クラブ利用児童世帯への生活支援のため、放課後児 童クラブ利用者負担金の免除措置を行い、当該被災世帯の経済的な負担の軽減を図る。	減免期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで
制度の概要(減免基準) 東日本大震災に伴い、次のいずれかに該当する時は、利用者負担金の全額を免除する。 ①利用児童又はその保護者の居住する住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の被害を受け たとき ②利用児童又はその保護者が障害者となり、又は重篤な傷病を負ったとき ③利用児童保護者が死亡したとき ④利用児童保護者が行方不明なとき ⑤利用児童又はその保護者が原子力災害による避難のための立退き、屋内避難指示、計画的 避難区域及び緊急時避難準備区域に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている とき	

③取り組み状況

【平成24年度の状況】

1 保育所保育料の減免措置

※参考

平成23年度 免除額 158,989,160円 (対象児童数 816人)

2 放課後児童クラブ利用者負担金の免除措置

※参考

平成23年度 免除額 7,143,600円 (対象児童数 320人)

【平成25年度見込み】

1 保育所保育料の減免措置

平成25年度以降の対応については未定

2 放課後児童クラブ利用者負担金の免除措置

平成25年度以降の対応については未定

④ 課題等

特になし

第3回石巻市震災復興推進会議資料

【健康・福祉・教育分科会】

(被災市民生活支援課)

①事業名

○被災者支援のための事業

②目的及び事業概要等

1 被災者生活再建支援金支給事業

目的

自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯(「被災世帯」)に被災者生活支援金(「支援金」)を支給し、生活の再建を支援する。

概要

(1) 支給の対象

石巻市に居住の世帯で、震災により、

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が大規模半壊した世帯
- ③ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(2) 支援金の支給額
支給額は、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の合計額になる。

- ① 基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給する支援金)

被 壊 程 度	全 壊	解 体	大 规 模 半 壊
複数世帯支給額	100万円	100万円	50万円
単数世帯支給額	75万円	75万円	37.5万円

(2) 加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給する支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補 修	賃借(公営住宅以外)
複数世帯支給額	200万円	100万円	50万円
単数世帯支給額	150万円	75万円	37.5万円

(3) 申請期間

- ① 基礎支援金の場合 平成23年4月14日から平成25年4月10日まで
- ② 加算支援金の場合 平成23年4月14日から平成30年4月10日まで

2 災害弔慰金支給事業

目的

暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資する。

概要

(1) 支給の対象

東日本大震災により死亡した者(行方不明者を含む。)で、被害を受けた当時石巻市に住所を有していた方の遺族が対象となる。

※ 災害に関連して死亡された方については因果関係の有無を支給審査委員会にて判定する。

(2) 支給金額

弔慰金の額は、死亡者のその世帯における生計維持の状況により次のとおりとなる。

生計を主として維持していた場合	500万円
その他の場合	250万円

3 災害障害見舞金支給事業

目的
暴風、豪雨等の自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資する。

概要

(1) 支給の対象

被災当时、石巻市内に住所を有し、災害により労働者災害補償保険法施行規則別表第1に規定する1級の障害に準拠した障害を受けた方
※ 災害障害見舞金の支給は、因果関係の有無等を支給審査委員会にて判定する。

(2) 支給金額

生計維持者が重度の障害を受けた場合	250万円
その他の方が重度の障害を受けた場合	125万円

4 災害援護資金貸付事業

目的
暴風、豪雨等の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資する。

概要

(1) 貸付の対象

- ① 被災日（平成23年3月11日）に、石巻市内に居住していた世帯
- ② 世帯主が震災で1ヶ月以上の療養期間が必要な負傷を負った世帯又は家財等に3分の1以上の被害があった世帯

※ 世帯の人数により所得制限がある。

別表1 平成21年分の総所得額により判定

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上
総所得額	220万円	430万円	620万円	730万円	世帯人数が1人増えるごとに、730万円に30万円を加えた額

(2) 貸付限度額

けがの程度、損害の種類・程度で貸付限度額が変わる。

- ① 世帯主がおおむね1か月以上の療養期間が必要な負傷があった場合

被　　害　　の　　程　　度	貸付限度額
家財及び住居の損害がない場合	150万円

住居に損害はないが、家財のおおむね1/3以上に損害を受けた場合	250万円
住居が大規模半壊・半壊した場合（かつて内は、被災した住宅を建て直すにあたり残存部分を取り壊さざるを得ない場合）	270万円

(3) 世帯主に負傷がない場合

被　　害　　の　　程　　度	貸付限度額
住居に損害はないが、家財のおおむね1/3以上に損害を受けた場合	150万円

住居が半壊した場合（かつて内は、被災した住宅を建て直すにあたり残存部分を取り壊さざるを得ない場合）	170万円
住居が全壊した場合（かつて内は、被災した住宅を建て直すにあたり残存部分を取り壊さざるを得ない場合）	250万円

(4) 貸付条件

① 利率	連帯保証人ありの場合 無利子 連帯保証人なしの場合 据置期間期間経過後 年1.5%
② 償還期間	13年（据置期間を含む。）
③ 据置期間	6年（世帯主の死亡や住居が全壊など特別の事情がある場合は8年）
④ 償還方法	年賦（元利均等償還・繰越償還可）

- ④ 申請期間

平成23年5月11日から平成30年3月30日まで

5 災害義援金配分事業

目的

東日本大震災の被災者に対し、日本赤十字社・中央共同募金会等（国）に寄せられた義援金、宮城県に寄せられた義援金及び石巻市に寄せられた義援金を被災の種類や程度に応じて配分する。

概要

(1) 義援金の受付状況

① 義援金受付団体（※）及び宮城県災害対策本部からの石巻市への配分状況

・第一次配分

105億5,699万円

【平成24年3月31日現在】

義援金受付団体分

33億7,401万円

【平成24年3月31日現在】

宮城県災害対策本部受付分

・第二次配分

175億3,261万円

【平成24年3月31日現在】

義援金受付団体分

16億6,084万円

【平成24年3月31日現在】

宮城県災害対策本部受付分

・第三次配分

73億8,93万円

【平成24年3月31日現在】

義援金受付団体分

※義援金受付団体：日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団

② 石巻市の義援金の受付状況

9億6,063万3,165円

【平成24年3月31日現在】

(2) 義援金の配分方法の決定

義援金受付団体及び宮城県災害対策本部に寄せられた義援金の配分は宮城県災害義援金配分委員会で、市に寄せられた義援金は石巻市災害義援金配分委員会（委員長 副市長 副委員長 福祉部長 委員 社会福祉法人石巻市社会福祉協議会事務局長 総務部防災対策課課長 本府及び各総合支所が所管する町内会長又は行政区長会長 各1人 計15名）の協議で決定された。

配分の金額

支給対象	義援金受付団体			宮城県			石巻市	合計
	1次	2次	3次	計	1次	2次	計	
人 的 被 害								
死亡者・行方不明者	35	50	10	95	15	—	15	1.5
災害障害見舞金支給 対象者	—	—	10	10	10	—	10	1
全壊	35	50	—	85	10	5	15	1
大規模半壊	18	47	—	65	7	3	10	1
半壊（大規模半壊除 <）	18	27	—	45	2	3	5	1
一部損壊	—	—	—	—	—	—	—	1.5
全壊	—	—	20	20	—	—	—	—
大規模半壊	—	—	10	10	—	—	—	—
半壊	—	—	5	5	—	—	—	5
津波浸水区 における住家被害に よる区域	—	—	10	10	—	—	—	10
仮設住宅等利用者 (即輪) ※大規模半壊以上	—	—	10	10	—	—	—	—
震災孤児	—	—	—	—	50	—	50	5
母子・父子世帯	—	—	10	10	—	20	20	—
高齢者施設・障害者施設入所者	—	—	10	10	—	10	10	—

6 応急仮設住宅（民間賃貸借上）提供事業

目的

東日本大震災により倒壊、流失等の被害を受けた被災者で、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、民間賃貸住宅の借り上げを行い応急仮設住宅扱いとして被災者に提供する。

概要

(1) 入居対象

- ① 災害により住家が全壊、全焼又は流出するなど居住する住家がない方で、自らの資力をもつてしては、住宅を確保することのできないなど、長期間にわたりて住家に戻ることが難しいと見込まれる方
- ② 長期避難区域の指定や二次災害のおそれがあるなどにより、長期にわたり自らの住家に居住できない方

(2) 入居期間 2年間（1年間の延長決定）

7 被災者生活支援事業

目的

仮設住宅等における相談・生活支援を推進するため、「県地域支え合い体制づくり事業実施要綱」に基づき、被災者生活支援事業を展開し、東日本大震災による被災者の生活支援を図るもの。

事業概要

事業名	事業内容等
社会福祉士等相談支援事業	センターを中心にはじめ、社会福祉士等の専門職による相談支援、生活支援等を実施する。
心のサポート拠点事業	臨床心理士等の専門職による相談支援を実施するとともに、心のサポート拠点を整備する。
その他専門職種の者等による支援事業	地方自治法に基づく協定派遣による保健師等の受け入れを行う。
ささえあいセンター管理運営事業	拠点施設及びセンターの管理運営、相談支援事業等の展開及び仮設住宅入居者の安否確認、見守りのため訪問支援員による巡回訪問を実施する。
スマイル運動教室・運動普及育成研修会事業	健康増進、日常生活動作低下予防のための事業を展開する。
障害者サポート拠点事業	障害者（児）相談支援、巡回支援、緊急一時保護等を実施するとともに、障害者支援のサポート拠点を整備する。
仮設住宅介護等サポート事業	地域包括支援センター等によるニーズ把握・相談支援事業を実施する。
高齢者等ケア付き仮設住宅運営事業	一般の仮設住宅での生活な困難と認められる高齢者等に対し、ケア付き仮設住宅を提供する。

③取り組み状況

【平成24年度の状況】

- 1 被災者生活再建支援金支給事業
事業を継続する。基礎支援金の申請期限 平成25年4月10日まで
- 2 災害用慰労金支給事業
事業を継続する。
- 3 災害障害見舞金支給事業
事業を継続する。
- 4 災害援護資金貸付事業
事業を継続する。申請期限 平成30年3月30日まで 償還方法 半年賦及び月賦追加
- 5 災害義援金配分事業
事業を継続する。
- 6 応急仮設住宅（民間賃貸借上）提供事業
事業を継続する。
- 7 被災者生活支援事業
 - (1) 「仮設住宅コールセンター」の設置
仮設住宅の不具合、浄化槽・受水槽のトラブル、害虫駆除等に迅速に対応するため、コールセンターを設置した。受付時間は、土・日・祝日を含む午前8時30分から午後8時まで、必要に応じて現場対応スタッフが現地に出向き、修繕対応も行っている。
 - (2) 被災者見守りシステム事業
被災した一人暮らし高齢者世帯等に対する見守りを強化する目的で、平成24年10月より「被災者見守りシステム事業」を実施する。
 - (3) 平成25年度の見込み
宮城県地域支え合い体制づくり事業（100%補助）の活用を継続し、被災者に対する相談・生活支援を充実する。

【平成25年度の見込み】

被災者生活再建支援金支給事業等申請期限のあるものを除き、各種事業を継続し、被災者の現状に合わせた支援を充実する。

④課題等

これまでに経験のない災害規模であり、従前の制度では対応しきれないものもあることから、被災者の状況に合わせた支援ができるよう国・県に要望していきたい。

資料 4-3

【教育委員会】

被災者支援事業概要

第3回石巻市震災復興推進会議資料

【健康・福祉・教育分科会】

(教育委員会)

<p>①事業名 心のケア事業</p>	
<p>②事業概要</p> <p>1 心のケア充実事業 震災により心に深い傷を受けた園児、児童生徒等に対し、医療専門家による巡回相談や健康実態調査等を行い、よりきめの細やかな心のケアを実施する。</p> <p>2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置事業 不登校、いじめ、学校不適応等の問題行動が複雑化、深刻化しているため、学校の教育相談体制を整えカウンセリング機能の充実を図り、児童生徒、保護者、教職員の心理面における安定を図り、児童生徒の健全育成に資するため、スクールカウンセラー及びハイスクールカウンセラーを配置する。 また、小中学校における相談体制や関係機関との連携体制の充実を図り、不登校対応を中心に、暴力行為、児童虐待などの問題行動の早期対応や早期解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置する。</p> <p>3 家庭教育支援事業 子育てサポートセンター及び子育てサポートリーダーなどを身近な人たちによる「家庭教育支援チーム」を組織し、孤立しがちな保護者や仕事で忙しい保護者など、地域とのコミュニケーションや学習の機会等になかなか参加できない保護者や家庭に対する支援を行う。</p> <p>③取り組み状況</p> <p>【平成24年度】</p> <p>1 心のケア充実事業</p> <ul style="list-style-type: none">心のケア研修会の実施医療専門家による巡回相談の実施と長期的な支援体制の整備園児、児童生徒等の心のケアに携わる者が一体となった心の支援体制の確立園児、児童生徒（含高校生）に対する健康実態調査東部教育事務所専門カウンセラーの活用 <p>2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置事業 ・スクールカウンセラー中学校21校への配置、小学校については、希望する小学校へ配置 ※小学校については、常時必要としない小学校（13校）もあるため、必要となる場合は中学校配置のカウンセラーが対応する。 ・ハイスクールカウンセラー2名配置 ・スクールソーシャルワーカー4名配置</p> <p>3 家庭教育支援事業</p> <ul style="list-style-type: none">子育てサロン開催(親子の遊び場、母親同士の交流、親子の心のケア、親の学習の場)親の学び講座(母親対象)他団体との連携 <p>【平成25年度見込み】</p> <p>平成24年度事業と同様の事業を予定している。</p>	

④今後の課題

- 1 心のケア充実事業
 - ・医療専門家の不足。（石巻市に児童精神科医がない。）
 - ・現在、医療専門家から受けている支援は平成26年度までとされていることから、それ以降の医療専門家の確保が課題である。
- 2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置事業
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのより有効的な活用方法の検討。

3 家庭教育支援事業

- ・今後、子育てサロン等の開設数を増やす必要があるが、「家庭教育支援チーム」の人材の確保が課題となっている。
- ・親の学び講座の指導者の育成とプログラムの開発が必要である。
- ・親子の心のケア等が必要な場合等において、関係各課（健康推進課、子育て支援課、市民相談センター等）及び医療機関等との連携が必要である。
- ・事業に使用する遊具等を衛生的に保管する場所がなく、その確保が課題となっている。

第3回石巻市震災復興推進会議資料

【健康・福祉・教育分科会】

(教育委員会)

①事業名	被災者支援のための事業
②事業概要	

1 通学支援事業

東日本大震災により被災した、市立小・中学校児童生徒及び幼稚園児に対し、

(1) 被災学校（園）の学区から代替え校（園）又は仮設校舎までのスクールバスを運行する。

(2) 学区外にある仮設住宅等から指定学校へ通学している市立小中学校的児童生徒の通学支援のた

め、巡回型のスクールバスを運行する。

(3) 歩道に段差や陥没などがあり、安全性が確保できない通学路の安全対策として、公共交通機関の利用に対する定期券購入額の助成やスクールバスを運行する。

2 就学援助事業

東日本大震災により被災し、就学困難となつた市立小中学校の児童生徒に対し就学援助費を支給することにより、児童生徒の就学機会を確保する。

3 市立幼稚園保育料減免事業

東日本大震災により被災し、就園困難となつた園児の保護者に対し、市立幼稚園保育料を減免することにより、幼児の就園機会を確保することを目的とする。

※なお、私立幼稚園分については、震災前からの制度である私立幼稚園就園奨励費助成事業の対象とすることで被災者支援としている。

4 市立高等学校入学会金免除事業

東日本大震災により被災し、就学困難となつた生徒に対し、市立高等学校入学会金及び入学者選抜手数料を免除することにより、生徒の就学機会を確保する。

5 震災奨学金給付事業

震災により親が死亡または行方不明となり、両親を失つた児童生徒に対する修学の支援として奨学生金を給付する。

6 仮設住宅に対する図書館サービス事業

東日本大震災により被災し仮設住宅で生活している市民に対し、移動図書館車における図書館サービス（本の貸出、返却、予約、相談業務）を実施している（2週間に一度巡回、駐車場所49箇所）。また、仮設住宅敷地内のささえあい拠点センターに図書を設置し、生活支援や被災者の心のケアと読書環境の整備を図る（1センター約200冊×4箇所＝約800冊・3ヶ月ごとに入れ替）。

③取り組み状況

【平成24年度】

1 通学支援事業

被災学校（園）の学区から代替え校（園）又は仮設校舎までのスクールバス運行

対象学校（園）数 13 対象者数 965人

・仮設住宅等から指定学校までのスクールバス運行 対象者数 499人

・通学路の安全対策補助 対象者数 10人

総事業費（見込み） 672,105,000円

2 就学援助事業

・支給対象人数 3,584人（小学生2,288人、中学生1,296人）

支給見込み額 274,983,000円（小学生175,989,120円、中学生98,993,880円）

- 3 市立幼稚園保育料減免事業
・減免対象者数 63人 減免見込額 6,804,000円
※私立幼稚園就園奨励費助成事業の被災影響分については、現在調査中である。

- 4 市立高等学校入学会免除事業
・入学会 免除対象者数 129人 免除見込額 728,850円
・入学者選抜手数料 免除対象者数 137人 免除見込額 301,400円

- 5 震災奨学金給付事業
・対象者数 小学生：14名、中学生：10名、高校生：16名、合計：40名
・給付見込み額 9,840,000円

- 6 仮設住宅に対する図書館サービス事業
・移動図書館車による図書館サービス
(4～8月までの実績) 巡回日数延べ78日 巡回箇所数延べ490箇所
貸出人數 1,278人 貸出冊数 6,044冊
・ささえあい拠点センターに対する団体貸出 4箇所(蛇田、開成、大橋、万石浦)

【平成25年度見込み】

- 1 通学支援事業
・被災学校(園)の学区から代替え校(園)又は仮設校舎までのスクールバス運行
対象学校(園)数 13 対象者数 965人
・仮設住宅等から指定学校までのスクールバス運行 対象者数 499人
・通学路の安全対策補助 対象者数 10人
総事業費(見込み) 678,637,000円
- 2 就学援助事業
・支給対象人数 3,512人(小学生2,248人、中学生1,264人)
・支給見込み額 269,500,000円(小学生172,480,000円、中学生97,020,000円)
- 3 市立幼稚園保育料減免事業
・減免対象者数 61人 減免見込額 6,031,000円
※私立幼稚園就園奨励費助成事業の被災影響分については、現在調査中である。
- 4 市立高等学校入学会免除事業
・入学会等の免除の取扱いについては、県内高等学校において統一を図る必要があることから、県立高等学校を設置している宮城県と同じ取扱いとすることとしており、現時点では、平成24年度で終了する見込みである。
- 5 震災奨学金給付事業
・対象者数 小学生：13名、中学生：9名、高校生：11名、合計：33名
・給付見込み額 7,680,000円
- 6 仮設住宅に対する図書館サービス事業
・現在巡回していない中小の仮設住宅団地に対し、団体貸出等の支援を行い、利用の拡大に努める。
・巡回要望のある仮設住宅団地については、現在巡回している仮設団地の利用状況や巡回場所等を検討・見直し・変更を行うことにより、住民の要望に応え、利用者の拡大に努める。
・仮設住宅団地ごとの、住民のニーズや動向に合わせた対応や支援を行っていく。

④今後の課題

1 通学支援事業

- ・被災した歩道の未整備等により通学路の安全が確保されない場合、路線バスによる通学費の助成やスクールバスの運行等により対応していくこととなるが、歩道整備完了時期が不明である。

・国の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金制度を活用し事業を実施しているが、同制度は現時点では平成 26 年度までとされており、その後の事業実施に当たっては財源確保が課題である。

2 就学援助事業

- ・国の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金制度を活用し事業を実施しており、被災した児童生徒への中・長期的な就学支援を行うため、今後も継続していく必要がある。ただし、同制度は現時点では平成 26 年度までとされていること、また、平成 25 年度の交付見込み額は平成 24 年度の 7 割程度に調整して交付、平成 26 年度の交付見込み額は平成 24 年度の 5 割程度に調整して交付されることが示されていることから、今後の事業実施に当たっては、支給対象者の認定基準の見直しが課題となっている。

6 假設住宅に対する図書館サービス事業

- ・移動図書館車 1 台の現状では、巡回希望があつても、巡回箇所を増やすことが難しく、約 140 箇所ある仮設団地のうちの 49 箇所にとどまっている。今後、サービス向上に向けた検討が必要である。
- ・移動図書館車の巡回していない仮設団地についても、被災者の心のケアと読書環境の整備をすることが必要であることから、今後、支援の方法について検討が必要がある。